

建築物等の解体等工事を行う事業者の皆様へ

建築物等の解体等工事前には、

石綿含有建材の事前調査及び調査結果の報告

が義務付けられています

事前調査の実施

- 元請業者等は、特定工事に該当するかについて、設計図書その他の書面による調査と目視による調査※を行い、その結果を記載した書面を交付して発注者に説明する義務があります。
- 発注者から、単に「石綿なし」の情報があった場合でも、事前調査の義務を負う者（元請業者等）はその情報を鵜呑みにせず、法に基づいて石綿含有建材の有無を精査する必要があります。

○調査対象

原則として、解体等を行うすべての建築物、工作物

工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手後に目視が可能となった時点で調査が必要です。

※調査は、以下に該当する有資格者が行う必要があります。

- ①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
- ②義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

調査結果の報告（石綿含有建材の有無に関係なく、報告が必要）

○報告対象工事

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの
- ・工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計金が 100 万円以上であるもの

※報告対象工事以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です

○報告時期

事前調査を行ったときには遅滞なく（遅くとも解体等作業に着手する前）報告

【注意】吹付け材等の届出対象特定建築材料（いわゆるレベル1、2建材）について使用有りと判断された特定工事は、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出（管轄保健所へ提出）及び負圧隔離養生等の作業基準を遵守する必要があります。

○報告方法

「石綿事前調査結果報告システム」を利用した電子申請

URL : <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※電子システムの利用が困難な場合は書面で報告

事前調査結果の掲示

- 調査結果について、法で定められた事項を解体等工事の公衆に見やすいように、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して掲示する必要があります。
- 石綿の有無や届出対象か否かに関わらず、すべての解体等工事で掲示が義務付けられています。

掲示の大きさ

長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ、縦長、横長問わず）

その他、詳細については、

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月改正、厚生労働省・環境省）

を御確認ください。

お問合せ先 管轄の保健所にお問い合わせください

保健所名	TEL	FAX
有明保健所	0968-72-2184	0968-74-1721
山鹿保健所	0968-44-4121	0968-44-4123
菊池保健所	0968-25-4135	0968-25-5457
阿蘇保健所	0967-24-9035	0967-24-9031
御船保健所	096-282-0016	096-282-3117
宇城保健所	0964-32-0598	0964-32-2426
八代保健所	0965-33-3198	0965-33-6321
水俣保健所	0966-63-4104	0966-63-3289
人吉保健所	0966-22-3108	0966-22-4392
天草保健所	0969-23-0299	0969-22-0455

熊本市内の工事については、熊本市環境局環境推進部環境政策課（TEL:096-328-2427）にお問い合わせください。

熊本県環境生活部環境局環境保全課（TEL：096-333-2269）